

検討会の公開について

平成 30 年 11 月 13 日
事務局

- 検討会は、参加機関から事前に申し込みのあった者のみ傍聴可能とする。
- 報道機関への公開については、開会挨拶及び事務局説明までとする。
- 配布資料は、原則として公開するが、資料の内容を踏まえ、事務局において対応を決定する。
- 検討会の開催結果については、検討会終了後、当局ホームページ上で公開する予定。